

有機農業等推進事業 Q&A  
(令和4年12月現在)

【1 事業全般】

問1-1

同一の申請者が「生産資材支援」と「機械導入支援」の両方に申請することは可能か。

(答) それぞれの事業要件を満たしていれば、同一の申請者が両方に申請することは可能である。

問1-2

複数地域の生産ほ場で認証を取得している場合は、申請窓口はどこになるのか。

(答) 生産ほ場の所在地に関わらず、当事業への申請は、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所又は地域事務所に対して行うものとする。

問1-3

周年栽培・輪作体系の場合の認証取得面積はどのような取り扱いとなるのか。

(例1) 同一の5aのハウスでコマツナ5aを年5作生産

(例2) 同一の5aのハウスで促成トマト5aと抑制トマト5aを生産

(答) 周年栽培・輪作体系等の作型に関わらず、補助金額は実面積で算出する。よって、上記の場合は、いずれも補助対象面積は5aとなる。

問1-4

令和5年1月1日以降の県認証※の認証取得に向けて認証申請を行ったものの、何かしらの要因で認証取得に至らなかった場合や生産中止となった場合、区分下げがあった場合など、要件から外れた場合は補助金の返還となるのか。

※県認証・・・みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

(答) 実際に認証申請に基づいた栽培に取り組んだ上で、自然災害等のやむを得ない事情により認証取得に至らなかったり生産中止になった場合等については、補助金の返還は求めない。ただし、認証申請を行ったものの、その後の現地確認等で申請内容に基づく栽培を行っている実態が確認できない場合は、補助金の返還を求める。

問 1 - 5

申請時の提出書類のうち、県税納税証明書は生産資材支援及び機械導入支援のいずれの場合でも提出は必須となるか。

(答) いずれの場合でも、申請時は県税納税証明書の提出は必須となる。

問 1 - 6

環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている場合でも、当事業による補助を受けることは可能か。

(答) 可能である。

問 1 - 7

事業の事前着手は可能か。

(答) 令和 4 年 4 月 1 日以降を事業期間としているため、可能である。

問 1 - 8

生産資材支援と機械導入支援の両方に申請する場合、交付申請書は 1 枚で提出するのか。それとも、2 枚に分けて提出するのか。

(答) 生産資材支援と機械導入支援の両方に申請する場合は、交付申請書（別記様式第 1 号）は 1 枚の提出で構わない。この場合、交付申請金額は生産資材支援と機械導入支援の合計の金額を記載すること。

【2 生産資材支援】

問 2 - 1

令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日までの期間に、有機 JAS 認証と県認証（①・③区分）を両方取得している場合は、それぞれの面積が補助対象となるのか。

(答) 有機 JAS 認証，県認証①区分，県認証③区分それぞれの認証取得面積が補助対象となる。ただし，同一のほ場で複数の認証を取得している場合は，その重複分は補助対象としない。

問2-2

令和4年産で県認証(①・③区分)の認証を取得しており、令和5年産の認証取得に向けて認証申請を行っている場合は、令和4年産の認証取得面積と令和5年産の認証取得予定面積の両方が補助対象となるのか。

(答) 令和4年産で県認証(①・③区分)を取得している場合は、令和4年産の認証取得面積のみが補助対象となり、令和5年産の認証取得面積を補助対象とすることはできない。

問2-3

令和4年1月1日より以前に有機JAS認証を取得した者は対象となるのか。

(答) 令和4年1月1日より前に有機JAS認証を取得している場合でも、登録認証機関による年次調査で認証継続が認められており、その認証面積が確認できる資料の提出があれば補助対象となる。

問2-4

申請の際は生産資材を購入した際の領収書等の提出は必要か。

(答) 有機JAS認証及び県認証(①・③区分)の認証取得面積又は認証取得予定面積に応じて、定額5,000円/10aの補助とするため、申請の際は生産資材購入の領収書等の提出は求めない。

問2-5

有機JAS認証の認証取得面積を確認するため、申請時にどのような書類の提出が必要か。

(答) 有機JAS認証の登録認証機関より交付される有機JAS認証書や、年次調査を受検した場合の審査結果及び認証面積が確認できる書類の提出が必要となる。

問 2 - 6

認証取得面積で 10a 未満の数字が発生した場合、補助金額はどのように計算するのか。

(答) 小数点以下を切り捨てた面積に交付単価である 5,000 円/10a を乗じる。ただし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

例えば、認証取得面積が 15.6a の場合は、

$$15a \times 5,000 \text{ 円} / 10a = 7,500 \text{ 円} \rightarrow \underline{7,000 \text{ 円}} \text{ (千円未満の端数切り捨て)}$$

が交付金額となる。

問 2 - 7

多くの生産者で構成される団体が団体認証を取得している場合、当事業に団体として申請することは可能か。

(答) 団体に認証を取得している場合でも、申請者は団体ではなく個人及び法人となる。団体認証を取得している場合は、団体認証の中で、申請者が取り組んでいる面積が確認できる書類の提出が必要となる。

問 2 - 8

宮城県内に住所があるが、有機 JAS 認証を取得している生産ほ場が、宮城県内だけでなく他県にも存在する場合、他県にある認証取得ほ場面積も生産資材支援の補助対象とすることは可能か。

(答) 宮城県内にある有機 JAS 認証取得ほ場面積のみが補助対象となり、他県の生産ほ場については、補助対象外とする。

問 2 - 9

有機 JAS 認証や県認証 (①・③区分) に取り組んでいたにも関わらず、自然災害等のやむを得ない事由により、有機 JAS 認証が取得ができなかったり、県認証で生産中止や区分下げがあった場合は、当該ほ場は生産資材支援の補助対象外となるのか。

(答) 有機 JAS 認証を取得できなかった生産ほ場については、登録認証機関による確認を受け、有機的管理が継続して行われていることを証明する書類の提出があれば、補助対象とする。

県認証については、現地確認等で申請に基づく栽培が行われており、かつ自然災害等のやむを得ない事由により生産中止や区分下げとなった事実が確認できる場合に限り、補助対象とする。ただし、生産ほ場を変更して認証を取得した場合は、変更前のほ場面積は補助対象外とする。

問2-10

令和4年産で県認証の②又は④区分のみを取得しており、令和5年産で新たに県認証①又は③区分の取得に向けて認証申請を行った場合は、この県認証①・③区分の取得予定面積は生産資材支援の補助対象となるか。

(答) 補助対象となる。

【3 機械導入支援】

問3-1

当事業を活用して導入する機械等については、いつまでに納入すれば良いか。

(答) 令和5年2月28日までに納入・支払いを終えて、実績報告書を県に提出する必要がある。

問3-2

当事業の申請を行うにあたり、導入する機械等の見積は2者以上から必要か。

(答) これから機械を導入する場合は、原則として見積は2者以上とする。なお、令和5年2月28日までに事業を完了できるよう、見積徴収時に確実に機械の納入等が行われるかを確認すること。

問3-3

補助対象となる機械等の最低価格や最高価格の設定はあるか。

(答) 補助対象となる機械等は、1台につき10万円(税抜)を最低価格とする。最高価格は設けないこととする。

問3-4

複数台の機械等を導入した場合、これを補助対象とすることは可能か。

(答) 要件に該当する機械等であれば、複数台であっても補助対象とする。ただし、補助上限額である200万円は、導入した機械1台につき適用されるものではなく、申請1件に対して適用されることにご留意願いたい。

問3-5

補助上限額200万円以内とは、事業費ベースと補助金ベースのどちらか。

(答) 補助金ベースで上限額200万円以内となる。

問3-6

当事業の補助対象となる機械・器具等については、どのようなものを想定しているか。

(答) 有機農業等に取り組むにあたり、生産拡大や軽労化につながる機械、器具の他堆肥の施用に関する機械を補助対象とする。

(1) 生産拡大や軽労化につながる機械・器具の例

- ・紙マルチ田植機
- ・除草機
- ・カルチベーター
- ・自動水管理システム（自動水位計、自動給水装置）
- ・色彩選別機 など

(2) 堆肥の施用に関する機械

マニユアスプレッダー など

なお、汎用性が高いと判断される下記の機械等については補助対象外とする。

- ・トラクター
- ・コンバイン
- ・田植機（紙マルチ田植機を除く。）
- ・籾乾燥機（穀物乾燥機）
- ・農業用ドローン
- ・軽トラック
- ・フォークリフト
- ・ホイールローダー など

問3-7

中古の機械は補助対象となるか。

(答) 中古の機械は補助対象外とする。

問3－8

面積拡大のカウント方法について、例えば施設野菜でコマツナ1a、ほうれんそう2aの認証取得面積を拡大した場合は、合計面積3aで施設園芸3a以上の拡大とみなされるのか。

(答) 同じ区分の農作物（土地利用型作物、露地野菜、施設園芸等）に該当すれば、その合計値をカウント可能である。ただし、同一ほ場で生産を行う場合は、重複分の面積は対象外となる。

問3－9

機械の更新は補助対象となるか。

(答) 補助対象となる。